

学校において予防すべき感染症について

次の疾病にかかった場合、他生徒への感染予防のため、次の期間を出席停止とする。感染の疑いがある場合には、速やかに担任に連絡をする。

※なお、麻疹（はしか）流行の際には、予防接種を受けていない、かつ、いままでにかかっていない生徒を「感染のおそれのある生徒」として流行が収束するまで「出席停止」とする場合がある。

病気の種類	出席停止の期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス流行性角結膜炎（ウイルス性結膜炎、はやり目）急性出血性結膜炎	医師によって他者への感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症感染性胃腸炎、その他の感染症	医師によって出席停止が必要と判断された期間

再登校の手続きについて

本頁の学校感染症に罹患し完治した場合は、「学校感染症罹患証明書」をコピーし、治療した病院・医師に記入して頂き、それを担任に提出すること。

また、再登校前日までに保護者より、治療状況を担任に連絡をすること。

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については出席停止期間が明確なため、初診の際に「学校感染症罹患証明書」を持参し、陽性の際は用紙の医療機関記入欄に記入をしてもらってください。（その場合、登校許可をもらうための再診は必要なし）